

東大阪市特定給食施設指導要領

(目的)

第1条 この要領は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）及び健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号。以下「規則」という。）に基づき、特定給食施設の設置者（以下「設置者」という。）に対し、適切な給食運営・栄養管理に関する指導及び助言を行うための必要な事項を定めることにより、給食利用者及びその家族等をはじめとした市民の健康増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 特定給食施設とは、法第20条第1項の規定に基づき、特定かつ多数の者に対して継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設とする。

(届出)

第3条 設置者は、法第20条第1項及び第2項の規定に基づき、その事業の開始（再開）の日から一月以内に「特定給食施設等開始（再開）届（様式1）」を東大阪市長（以下、「市長」という。）あてに提出しなければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、届出事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に「特定給食施設等届出事項変更届（様式2）」を市長あてに提出しなければならない。その事業を廃止（休止）したときは、廃止（休止）の日から一月以内に「特定給食施設等廃止（休止）届（様式3）」を市長あてに提出しなければならない。

(特別な栄養管理が必要な給食施設の指定)

第4条 市長は、法第21条第1項の規定により、規則第7条に定める要件に該当する特定給食施設を、管理栄養士を置かなければならない特定給食施設（以下、「管理栄養士必置施設」という。）と指定するときは、「管理栄養士必置施設指定通知書（様式4）」をもって、当該特定給食施設の設置者に通知する。

2 市長は、前項に規定する管理栄養士必置施設において、管理栄養士が未配置の場合、当該特定給食施設の設置者に対し、「管理栄養士配置計画書（様式5）」の提出を求める。

3 市長は、管理栄養士必置施設が規則第7条に定める要件に該当しなくなったと認めるときは、「管理栄養士必置施設指定解除通知書（様式6）」をもって、当該特定給食施設の設置者に通知する。

(栄養管理報告書の提出)

第5条 市長は、対象施設の栄養管理の状況を把握するため、法第18条第1項第2号及び第22条の規定に基づき、設置者に対し、栄養管理報告書の提出を求めることができる。

(指導及び助言)

第6条 法第19条に規定する栄養指導員(以下、「栄養指導員」という。)は、法第18条第1項第2号の規定に基づき、特定給食施設に対し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行う。

2 前項の指導及び助言内容は次のとおりとする。

- (1) 施設への巡回等による状況調査、指導及び支援
- (2) 適切な給食運営・栄養管理に関する講演会等の実施
- (3) 給食施設に対する喫食者教育の支援
- (4) その他、栄養管理の実施に関する必要な情報提供

3 市長は、法第21条第1項又は第3項の規定による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、法第22条の規定に基づき、当該特定給食施設の設置者に対し、栄養管理の実施に関し必要な指導及び助言を行う。

(立入検査等)

第7条 市長は、法第21条第1項又は第3項の規定による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、法第24条第1項の規定に基づき、栄養指導員を当該特定給食施設に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件の検査及び関係者への質問等により状況を把握する。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする栄養指導員はその身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示する。

(勧告及び命令)

第8条 市長は、法第21条第1項の規定に違反して管理栄養士を置かず、又は同条第3項の規定に違反して適切な栄養管理を行わない特定給食施設があるときは、当該特定給食施設の設置者に対し、法第23条第1項の規定に基づく勧告を行う。

2 市長は、前項に規定する勧告を受けた設置者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定給食施設の設置者に対し、法第23条第2項に基づく命令を行う。

附則

この要領は、令和2年7月7日から施行する。

この要領は、令和6年3月28日から施行する。

(様式1)

特定給食施設等開始（再開）届

令和 年 月 日

東大阪市長 様

給食施設の設置者の名称

代表者の氏名等

健康増進法第20条第1項又は東大阪市その他の給食施設指導要領第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

給食施設の名称					
給食施設の所在地					
給食施設の設置者	名称				
	主たる事務所の所在地等				
	代表者の氏名等				
給食施設の種類		学校・病院・介護老人保健施設・介護医療院・老人福祉施設・児童福祉施設・社会福祉施設・事業所・寄宿舍・一般給食センター・その他（ ）			
給食の開始日又は開始予定日（再開日又は再開予定日）		令和 年 月 日			
各食の予定給食数		朝食	昼食	夕食	その他
管理栄養士及び栄養士の員数（常勤）		管理栄養士		栄養士	

届出担当者	部署名	
	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

(様式2)

特定給食施設等届出事項変更届

令和 年 月 日

東大阪市長 様

給食施設の設置者の名称

代表者の氏名等

健康増進法第20条第2項又は東大阪市その他の給食施設指導要領第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

給食施設の名称	
変更日又は変更予定日	令和 年 月 日

届出事項	新 (変更後)				旧 (変更前)			
給食施設の名称								
給食施設の所在地等								
給食施設の設置者	名称							
	主たる事務所の所在地等							
	代表者の氏名等							
各食の予定給食数	朝食	昼食	夕食	その他	朝食	昼食	夕食	その他
管理栄養士及び栄養士の員数 (常勤)	管理栄養士		栄養士		管理栄養士		栄養士	

届出担当者	部署名	
	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

(様式3)

特定給食施設等廃止（休止）届

令和 年 月 日

東大阪市長 様

給食施設の設置者の名称

代表者の氏名等

健康増進法第20条第2項又は東大阪市その他の給食施設指導要領第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

給食施設の名称	
給食の廃止日 又は廃止予定日 〔給食の休止期間 又は休止予定期間〕	令和 年 月 日 〔令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで〕
給食の廃止の理由 (給食の休止の理由)	
備考	

届出 担当者	部署名	
	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

(様式4)

管理栄養士必置施設指定通知書

指定番号

給食施設の名称

給食施設の所在地

給食施設の設置者の氏名

給食施設の設置者の住所

給食施設の種類

健康増進法第21条第1項の規定により、管理栄養士を置かなければならない特定給食施設として指定します。

令和 年 月 日

東大阪市長

(様式5)

管理栄養士配置計画書

令和 年 月 日

東 大 阪 市 長 様

給食施設の名称

給食施設の所在地

給食施設の設置者氏名

健康増進法第21条第1項に規定する管理栄養士の配置については、下記のとおり計画します。

記

1 配置予定年月日 令和 年 月 日

2 配置の方法

(1) 新規採用

(2) 現職者が資格を取得

(3) その他 ()

(様式6)

管理栄養士必置施設指定解除通知書

給食施設の名称

給食施設の所在地

給食施設の設置者の氏名

給食施設の設置者の住所

給食施設の種類

年 月 日付け指定番号第 号をもって、健康増進法第21条第1項の規定により、管理栄養士を置かなければならない特定給食施設として、指定しましたが、指定の基準に該当しなくなったため、その指定を解除します。

令和 年 月 日

東大阪市長